

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年3月分)

・・・ 2

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260303	株式会社 刀屋(法人番号5060001018023)代表者:大森 浩二	栃木県栃木市惣社町2234	本社	栃木県栃木市惣社町2234-2	輸送施設の使用停止(185日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	労働局からの通報を端緒として、令和6年4月11日及び令和7年8月26日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	19	19
20260303	第一貨物 株式会社(法人番号2390001001089)代表者:米田 総一郎	山形県山形市諏訪町2丁目1番20号	板橋支店	東京都板橋区高島平6-1-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年12月17日、令和8年1月13日及び同年1月22日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0
20260303	株式会社 仲山運送(法人番号6070001017304)代表者:遠藤 佳代子	群馬県太田市大久保町131-4	本店	群馬県太田市大久保町131-4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年11月28日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20260310	株式会社 カン(法人番号1030001083437)代表者:荒川 孝二	埼玉県川口市大字石神938-1	本社	埼玉県川口市石神938-1	輸送施設の使用停止(195日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和6年12月11日及び令和7年1月22日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	20	20
20260310	株式会社 山紀(法人番号4021001015741)代表者:佐藤 勝利	神奈川県相模原市中央区上溝43	埼玉	埼玉県久喜市北青柳1433-1	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年2月26日及び同年3月7日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	10	10
20260311	有限会社 日富美プランニング(法人番号3012402023392)代表者:袴田 正尚	東京都府中市北山町3-23-10	本社	東京都府中市北山町3-23-10	文書警告	道路運送法第95条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和8年1月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	0	0
20260312	株式会社 NS丸和ロジスティクス(法人番号8011501023695)代表者:大湊 一成	東京都荒川区東日暮里1-37-8	豊玉	東京都練馬区豊玉上2-4-12	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年11月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260313	東部ネットワーク 株式会社(法人番号9020001023915)代表者:若山 良孝	神奈川県横浜市神奈川区栄町2-9	習志野	千葉県習志野市茜浜3-28-11	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年12月11日及び同年12月26日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20260313	トナミ運輸 株式会社(法人番号7230001012147)代表者:高田 和夫	富山県高岡市昭和町3-2-12	葛西支店	東京都江戸川区臨海町4-3-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和8年1月21日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0
20260313	西口物流 株式会社(法人番号3011701006133)代表者:西口 純一	東京都江戸川区春江町2-2-25	千葉北	千葉県千葉市若葉区愛生町56-5	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和8年2月17日及び同年3月3日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0
20260317	株式会社 大洋運輸(法人番号2090001006259)代表者:斉藤 國雄	山梨県笛吹市石和町唐柏962	本社	山梨県笛吹市石和町唐柏字河原962	輸送施設の使用停止(191日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年2月26日及び同年3月6日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	20	20
20260317	株式会社 栗原運輸(法人番号1030001002454)代表者:栗原 邦彦	埼玉県さいたま市西区西大宮四丁目7-6	三郷	埼玉県三郷市彦倉1丁目258	輸送施設の使用停止(125日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年11月20日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	13	13
20260317	有限会社 丸善企業(法人番号8030002045859)代表者:宮崎 紀吉	埼玉県草加市谷塚上町529-3	本社	埼玉県草加市谷塚上町529-3	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年3月12日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(8)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	12	12

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260317	東京住吉 株式会社(法人番号5010601053102)代表者:塩寺 勇太	東京都江東区青海3-4-19	本社	東京都江東区青海3-4-19	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年4月2日及び同年4月21日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(9)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	11	11
20260317	株式会社 アクティブプランニング(法人番号1020001063662)代表者:古谷 晴彦	神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷3-20-10	本社	神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷3-20-10	輸送施設の使用停止(90日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年12月4日及び令和7年2月28日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	9	9
20260317	株式会社 高崎リビング(法人番号7070001007527)代表者:吉川 秀樹	群馬県高崎市下佐野町982-6	本社	群馬県高崎市下佐野町982-6	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	過労運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年5月8日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	0
20260317	株式会社 エヌエスロジスティクス(法人番号2060001025096)代表者:山岸 康夫	栃木県宇都宮市平出町3572-5	本社	栃木県河内郡上三川町大字多功字南原2568-11	輸送施設の使用停止(18日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年1月22日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
20260317	株式会社 藤里運輸倉庫(法人番号5020001036565)代表者:石塚 隆光	神奈川県綾瀬市寺尾中1-17-29	本社	神奈川県綾瀬市寺尾中1-17-29	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年4月17日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	1	1
20260317	株式会社 エースライン(法人番号6070001025281)代表者:坂本 拓基	群馬県邑楽郡大泉町坂田2-16-1	本社	群馬県邑楽郡大泉町坂田2-16-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年6月13日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260323	IBトランスポート 株式会社(法人番号3011702013723)代表者:波木 洋介	千葉県市川市高谷2015-1	佐倉	千葉県佐倉市神門682-1	事業停止3日間、輸送施設の使用停止(131日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月1日及び同年10月3日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	29	29

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)